

社会資本整備審議会河川分科会（第64回）

令和5年2月16日

【総務課長】 まだお見えでない先生もいらっしゃいますが、定刻でございますので、ただいまより、第64回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めさせていただきます水管理・国土保全局総務課長の古橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の河川分科会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議による開催とさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、ウェブ会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は公開にて行います。報道関係者及び一般の方には、この会議の様子を別回線のウェブ上で傍聴していただいております。

会議開催に先立ちまして、委員の方々に対し、ウェブ会議システムの使用方法を簡潔に御説明いたします。会議中は、発言者以外の方は音声をオフとさせていただきますようお願いいたします。資料説明の際は、事務局より説明資料を画面に配信させていただきます。発言の際は、本システムの挙手機能により挙手いただき、小池分科会長から指名された後に御発言いただきますようお願い申し上げます。発言後には挙手マークの解除を忘れないようお願いいたします。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。音声確認も兼ねまして、お名前を呼びましたら、一言だけお返事いただけますと幸いです。

最初に、小池分科会長でございます。

【小池分科会長】 小池です、よろしくお願いいたします。

【総務課長】 分科会長におかれましては、国土交通省の会場にお越しいただいております。

続きまして、秋田委員でございます。

【秋田委員】 秋田でございます。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 よろしくお願いいたします。石田委員でございます。

【石田委員】 石田でございます。よろしくお願いいたします。

【総務課長】 よろしくお願いいたします。磯部委員でございます。

- 【磯部委員】 磯部でございます。よろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。沖委員でございます。
- 【沖委員】 沖でございます。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。帯野委員でございます。
- 【帯野委員】 帯野です。よろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。小林委員でございます。
- 【小林委員】 小林でございます。よろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。清水委員でございます。
- 【清水委員】 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。高村委員でございます。
- 【高村委員】 高村です。よろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。田中委員でございます。
- 【田中委員】 田中でございます。よろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。戸田委員でございます。
- 【戸田委員】 戸田です。よろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。中北委員でございます。
- 【中北委員】 中北です。こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。野口委員でございます。
- 【野口委員】 野口です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。藤沢委員でございます。
- 【藤沢委員】 藤沢です。よろしくお願いいたします。
- 【総務課長】 よろしく申し上げます。

このほか、関係道県である東京都、神奈川県、山梨県、新潟県及び長野県の各知事の代理の方にも御出席いただいております。なお、今村委員、楓委員、坂村委員、中埜委員は、御都合により欠席されております。

本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

事務局は水管理・国土保全局の次長、部長、官房審議官、担当課長が会場及びウェブにて参加しております。

水管理・国土保全局長の岡村は遅れて出席する予定となっております。

委員の皆様には、事前に資料をデータで送付しております。本日の審議事項は2件でございます。多摩川水系及び関川水系に係る河川整備基本方針の変更、この関係で資料1から資料5、河川法第4条第1項の一級河川の指定等についてとして資料6、また、報告事項として、ハイブリッドダムを取組についての関係で、資料7を配付しております。

それでは、以後の進行を小池分科会長、よろしく願いいたします。

【小池分科会長】 委員の皆様には本当に御多用のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日の最初の審議事項は、多摩川水系及び関川水系に係る河川整備基本方針の変更についてでございます。

本件は昨年、10月31日国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議され、昨年11月2日に同会長から河川分科会長に付託されたものであります。これを受け、河川分科会として、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断いたしまして、河川分科会運営規則、第1条第1項に基づき、昨年11月11日、当分科会に設置されております、河川整備基本方針検討小委員会に付託し、御審議をいただきました。

初めに、事務局から審議事項の概要等を説明し、その後、小委員会での審議の経過及び結果につきまして、同小委員会の委員長であります、私から報告させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【河川計画課長】 それでは、河川整備基本方針の変更につきまして、河川計画課長、森本より説明をさせていただきます。

まず、資料1を用いまして、河川整備基本方針の変更の考え方につきまして、御説明をさせていただきます。これは、これまでも御説明させていただいておりますので、簡単にポイント及び、特に今回の審議を踏まえて変更した時点について、御説明をさせていただきます。

1ページでございますけれども、基本変動を踏まえた水災害対策といたしまして、今回、御審議をいただきますが、気候変動を踏まえた計画の見直し及び、あらゆる関係者が共同して流域で行う流域治水、この施策を進めさせていただいているわけでございます。

7ページでございます。今回、気候変動の影響を踏まえた流量を算定するわけでございますけれども、右側のところがございますが、改定方針とありますが、流域の土地利用ですとか、沿線の保水、遊水機能、このようなものも定量的に評価ができればということなんです

けれども、これらも入れた形で被害の軽減を図るといふようなことを明示させていただいてございます。

具体的な流域の対策についても、定量化できる効果については、緑色で示させて、下向きの矢印で示させていただいてございます。場合によっては、計画規模以上のところで効くこともありますし、計画規模以内のところで効くのであれば計画の中に取り込むと、そういう考え方でございます。

10ページでございます。これら、流域治水の被害の軽減の対策につきまして、先ほど申し上げました、まちづくり、あるいは避難の考え方等につきましても、この効果は外力の大ききだけ示した図、左側の図ではなかなか表現ができないということもございまして、右の箱の赤いところ、今回、追加でございますけれども、災害の発生の頻度を横軸、それから、被害の規模の大きさを縦軸に取ったリスクカーブの図において、黒い線から河川の整備によって赤い線へ、さらに被害の軽減対策を行うことによって緑の線へ減少するという効果を表現させていただいてございます。

それから、今回、審議をしていただきまして、主な課題と対応方針につきまして、御説明します。

19ページでございます。今回の方針の検討の中では、東京湾の高潮の計画が決められて、それに基づきまして、計画高潮位が定められたということでございますので、まず、1点目といたしまして、計画高潮位を高潮区間に適用したというのが1点目でございます。

さらに、2つ目の丸のところに洪水流についてとございますが、気候変動に伴って海面の水位が上がるということは、洪水が流れるときの出発水位、流れるときの水位としても影響するというので、この影響も加味した形で、河川の洪水の計画というものも検討をさせていただきました。

21ページのところで、⑤番でございますが、土砂動態に関する影響の変化、気候変動に対する影響変化につきましても御指摘をいただきましたので、山地、それから河道、海岸の領域で想定される土砂動態の変化、あるいはモニタリングの継続的な実施、これらについても今回、検討の上、記載をさせていただきました。

イメージ図として、21ページにつけさせていただいたところでございます。

それから主な追加の変更内容としては、25ページ、一番最後になりますけれども、今回、関川が日本海側の河川ということもございまして、気候変動の影響の1つ、積雪、融雪についても気候変動の影響が生じるということで、その影響の把握についても検討をさせてい

ただいたところでございます。

それでは、具体的にまず、資料2を用いまして、多摩川水系の河川整備基本方針の変更につきまして、御説明をさせていただければと思います。

3ページでございます。多摩川でございますけれども、首都圏を流れる河川でございます、下流部、人口密集地帯を抱えてございますが、中上流部、あるいは支川のほうでは風化しやすい土丹というものが分布してございまして、これが流出いたしますと川床の低下につながりまして、構造物が不安定化するなど、河川としての技術的な課題も抱えている河川でございます。

4ページでございますが、これまで主な洪水被害につきまして、整理をさせていただいたものでございますけれども、令和元年の東日本台風、台風19号、これで計画の降雨を上回る洪水が発生いたしまして、各地で被害が発生いたしました。

5ページでございますが、多摩川は、特に環境との調和にも、これまで大変配慮いたしまして取り組んできた河川でございまして、中流部の多摩川大橋の周辺、土丹の露出に伴う河床低下、それから、高水敷のほう、河川敷のほうは樹林化するという二極化が進んでございまして、これらに対する対策も必要だということでございます。

それから、6ページでございますが、これら環境と利用、それから、洪水の対策、この3つを調整するために、全国に先駆けて河川環境管理計画を昭和55年に策定いたしまして、いろいろな河川の空間を人工的なものから自然的なものまで、タイプ分けをして、その管理保全に努めてきたところでございます。特に、自然生態系の保全を行うことを目的といたします生態系保持空間というところでは、本来の生態系の保全、回復に努めてきているところでございます。

7ページですけれども、特に、空間の代表例といたしましては、礫河原、それからヨシ原、干潟、このようなものが、特にこの5か所で残っているということで、これらの保全のために自然再生事業等につきましても実施させていただいているところでございます。

8ページでございますが、令和元年の東日本台風では、多摩川流域は記録的な大雨となりまして、本川では計画高水位を超過いたしました。多摩川では、多摩川の本川から溢水が生じましたし、さらに、流域各地で内水被害が生じたということでございます。

9ページでございますが、基本高水ピーク流量の設定につきまして説明をさせていただきます。気候変動を踏まえた降雨量の増加を踏まえて、基本高水を設定するわけでございますが、現行、一番左の①のところでございます。ピーク流量は8,700 m³/sということ

でございます。多摩川の計画規模は、200分の1、200年に1回の規模の洪水に対する対応をするという河川でございますので、統計的に求めました降雨量に1.1倍の降雨量を設定いたしまして、これらから流出解析で求めたものが②番のところでございますが、幾つかの代表洪水で計算をいたしますと、約1万97m³/sというのがピーク流量になります。あわせて、これがアンサンブルとして計算をさせていただいた数字の幅に入っているかというのが④番でございます、1万100m³/s程度、この値が範囲の中に入っているというのも確認させていただいております。

詳細な説明は省かせていただきますけれども、多摩川は、現行の基本高水の流量は、③番のところでございますけれども、総合確率法と言われる、代表の洪水の波形を任意に引き伸ばして得られるピーク流量から確率流量を求める手法ですけれども、この手法でも検討した結果というものも合わせてお示しさせていただきましたが、これの計算結果も大体同等の数字になるということでございまして、最終的にピーク流量につきましては、8,700m³/sから1万100m³/sに設定をさせていただくということで考えさせていただきました。

10ページでございますが、1万100m³/s、これを治水、あるいは環境、利用、これらを踏まえて、いかに河道に配分していくかというようなことを考えさせていただいたものでございます。多摩川につきましては、先ほど来申し上げましたとおり、いわゆる環境の保全との調和に非常に努力をされた河川でございまして、他方、洪水の外力の増大、あるいは、治水に対する地域の意識の高まりというようなことも踏まえて、ただ、環境利用との観点もしっかり考慮しながら河道計画をつくと。多摩川らしい治水、環境、利用が調和した川づくりを目指すということを基本とさせていただきました。

11ページでございますが、基準地点、石原というところでございますが、ここにつきましては、計画堤防を整備した上で、環境、あるいは掘削による再堆積等も考慮しながら、公園として利用されている河川敷の一部を掘削するというので、いわゆる低水路の幅を拡張するというので、現行の6,500m³/sから7,400m³/s、約900m³/sの増加が可能ではないかということで考えたところでございます。

それから、12ページでございますけれども、これは日野橋のあたり、浅川の合流地点でございますけれども、ここにつきましても、外力の増大を踏まえた流下能力の向上確保が必要ということでございますが、いわゆる生態系保持空間というところについても、環境が悪化しつつあるということでございますので、河道の掘削と併せて、礫河原の再生保全、この

ようなものが図れるような掘削断面にする、このようなことをいたしまして、河道の掘削もしながら、環境の改善にもつながるよう工夫をさせていただきたいと考えてございます。

13ページでございますけれども、河道で配分可能な流量まで、洪水調整施設で基本高水量を低減できるかどうかにつきまして、検討させていただきました。多摩川の上流には小河内ダムというものがございまして、現在、これは利水ダムなんですけれども、治水協定によりまして、いわゆる洪水のときに事前放流等を実施していただいております。この容量を洪水調節容量と判断したときにできるもの、さらに、これに加えて、新たに洪水調節の機能を生み出すというようなことをしたときに、どこまで下げられるかというような検討もさせていただいたところ、7,400 m³/sまで軽減することは可能ではないかと判断をさせていただきまして、先ほどの河道とダムの配分につきましては、これで決定をさせていただいたところでございます。

14ページでございますけれども、高潮、河道、下流部の計画でございますけれども、海面上昇の影響につきまして、最大海面上昇量は0.6メートル、これは台風の中心気圧が、これまで伊勢湾台風、940 hPaというところでございましたけれども、これを930 hPaと、2度上昇のシナリオに用いて計算したものでございますが、それとの整合性を取ったものでございます。計画高潮の計画は、これに基づきまして、0.7メートルの引上げということになります。また、さらに、洪水の基本となります海面上昇量につきましては0.6メートルということでございまして、これを出発水位に与えて、施設計画に影響がないということも確認させていただいて、今の計画洪水を決めさせていただいております。

それから16ページでございますけれども、超過洪水対策及び内水対策についても、この河川ではしっかり検討させていただいております。多摩川は、首都圏を流れる河川でございまして、計画規模の洪水が来た以上の洪水が来たとしても、壊滅的な被害を軽減防止するために、高規格堤防の整備を推進している水系でございます。人口が集中して堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間については、高規格堤防の整備を進めさせていただくことにさせていただいております。また、東日本台風の時にも、非常に広範囲に内水被害が出たということもございまして、下水、あるいは、雨水貯留施設等の整備に加えまして、様々な内水対策について、必要な支援を自治体にも実施していきたいと考えてございます。

17ページでございますが、被害を減少させる対策といたしましては、八王子市で立地適正化計画を策定いただいております。浸水想定区域の浸水深が0.5メートル以上とな

る区域につきましては、居住誘導区域から除外するなど、地域の災害のリスクの高いところから低いところへの居住誘導、このような取組も連携して進めさせていただきたいと思っております。

18ページでございますけれども、流水の正常な機能の維持、平時の流量確保につきまして、現行の基本方針は策定時点では設定してございませんでしたが、今回、生態系の保全、具体的には魚類の生息環境の保全を図るという観点から、正常流量の設定につきましても進めさせていただきました。

続きまして、関川につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。関川でございますが、20ページでございます、新潟県、それから、長野県の一部にまたがる河川でございます、いわゆる日本海側に流れる積雪、豪雪地帯の河川の1つでございます。

21ページでございますが、これまで主要な洪水といたしましては、昭和57年、これは台風でございましたし、それから昭和60年、平成7年、これらは梅雨前線による降雨、これに伴います被害が生じてございまして、治水事業を進めさせていただいております。現在、保倉川のほうで放水路が計画されていますが、まだ現時点では事業未着手という段階でございます。

22ページでございます。この流域では、基本方針、あるいは整備計画、このような計画を策定する段階におきまして、流域の住民の方々の意識調査ですとか、あるいは、見学会、ワークショップなど、しっかり地域の方々とのコミュニケーションを密に図りながら計画の策定を進めてきたところでございます。

23ページでございますが、特に平成13年に設立されました関川の流域委員会におきましては、整備計画の検討に加え、その下に治水対策検討部会というものを設置いたしまして、保倉川の放水路案につきまして、複数の代替案とともに、科学的かつ経済的な観点から評価を行って、あるいは、住民の懸念、要望に応えるものか、そのようなものもしっかり御審議をいただいて、本水路案が妥当であるという報告をいただいて現在に至っております。

24ページでございますが、こちらにつきましても、降雨の変化倍率等を考慮いたしまして、基本高水を設定してございます。現行、本川の高田という地点で $3,700\text{ m}^3/\text{s}$ でございますが、変更いたしまして、 $4,000\text{ m}^3/\text{s}$ になるという計画でございます。

25ページ、支川の保倉川の流量にございまして、先ほどと同じく、気候変動の影響を踏まえまして、現行 $1,900\text{ m}^3/\text{s}$ に対しまして、 $2,100\text{ m}^3/\text{s}$ という計画にさせてい

ただいでございます。

26ページでございますが、関川における河道配分流量の考え方を整理したものでございまして、関川では、過去に大規模な引堤を下流部で実施してございまして、現行の川幅を基に都市の発展が進んでいるというようなこともございまして、再引堤というものにつきましてもは困難であると考えてございまして、この結果、河道配分流量、3,700 m³/s というものなんですけれども、これ以上増やすことは厳しいかなと考えてございます。

27ページでございますが、保倉川につきましても、下流部は同様にいろいろな施設が張りついているというようなこともございますので、再引堤というものは同様に厳しいと考えてございます。

28ページでございますが、このような状況の中で、基本高水の流量の増分に対して、その他、何の手法があるかというようなことをいろいろ考えさせていただきましたが、本川につきましてもはダムの新開発、あるいは、遊水地の整備、このようなものはいろいろな調整は必要なんですけれども、可能性があるのではないかと考えてございます。

また、ここは流域の対策として、田んぼダム等の貯留につきましても進めてございましてけれども、現在の段階で、本川の流量の低減にはつながらないと考えてございまして、内水の被害軽減等にはつながるということで、引き続き、推進をしてみたいと考えてございまして。

29ページ、保倉川のほうですけれども、これも同様に検討させていただき、先ほど申し上げましたように、再引堤は困難ですけれども、放水路におきましては、追加の対策、幅を拡幅するということですのでけれども、それが実現可能ではないかということで、早期治水効果の発現も期待いたしまして、放水路の拡幅ということにさせていただきたいと考えてございまして。

それから、30ページでございますけれども、保倉川で考えられます放水路の拡幅なんですけれども、流量増分を処理するに当たっては、しっかり関係者の方々と意見聴取をしながら、環境等にも配慮しながら進めていくということが必要だと考えてございまして。

これらを分かりやすく整理したものが31ページ、河道と洪水調節の配分流量でございまして、保倉川の流量増分につきましてもは放水路で対応、本川につきましてもは、新たに洪水調節施設を設けるということにさせていただいてございまして。

32ページでございますが、先ほども申し上げましたが、保倉川放水路につきましてもは、環境への影響を事前調査、予測、評価を行って、保全対策の検討を行って、環境に配慮しな

がら事業を進めさせていただきたいと考えてございます。

33ページでございますが、関川、保倉川流域は、以前より稲作が盛んな地域でございます。田んぼダムの取組につきましても、関係機関と連携しながら、財政支援等も行いながら進めさせていただいているところでございます。

34ページ、集水域・氾濫域における治水対策といたしましては、この地域では、下流部でいろいろな工場等がございますけれども、各工場におきまして、企業自らが被害防止のための防水壁等の整備も行っておられます。また、さらに上越市、妙高市でございますけれども、今後、居住、あるいは都市機能を誘導するエリアにおきまして、防災指針を策定するなど、防災も考えたまちづくりを今後、進めていっていただけるということでございますので、しっかり連携を進めながら、取組を進めさせていただきたいということを考えてございます。

その他、小委員会の中では、関川の本文に融雪ということにつきましても入れるようにお話をいただいたところでございますが、小池委員長に御了解いただきまして、本日の資料に反映させていただいているところでございます。

事務局より説明は以上でございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、私、基本方針検討小委員会の委員長として、審議の経過及び結果につきまして、資料5を用いて御報告させていただきます。

資料を開けていただきますと、3回の審議を行いまして、1回目に計画降雨、基本高水、計画高水流量の検討のいろいろな案の提案というようなところまで進め、超過洪水、流域における治水対策や環境と河川利用、総合土砂管理、流域治水の推進等についての審議を行いました。それを受けまして、2回目は、計画高水流量の詰めを行い、基本方針の本文案の議論をさせていただきまして、3回目、先月、1月27日になりますが、基本方針の本文案をまとめたところでございます。

それは、本日の資料の3-1、2、対照表が資料の4-1、2にございます。

小委員会のメンバーは、2ページにあるとおりでございます。

小委員会における審議の概要につきまして、主に6項目につきまして、最初に御紹介したいと思います。3ページを御覧ください。3ページから基本高水のピーク流量について、まず、多摩川についての記載が最初、続きまして、6ページまでございます。多摩川はどうかときに大きな水が出るのかということで、降雨波形の検討を行いました。

具体的には、4ページを御覧いただきまして、クラスター分析で、ここは4つにクラスタ

一が分かれています、クラスター1というのとクラスター4というの大きな洪水を引き起こすパターンであるということが分かりまして、そういうものが出てきて、主にクラスター4、上流に雨が集中するようなものが洪水ピーク流量は大きくなると。先ほども少し御紹介がありました、令和元年東日本台風は、実はクラスター1でございまして、多摩川の大きな洪水計画に、使うような洪水とは少し違うパターンという認識がここにありました。

そこで、さらに詳しく議論をいたしまして、5ページ、6ページと、降雨がどういうふうに集中するか。それから、それがどういう時間配分、前半、中ほど、後半に集中するか、それから、どういうコースに雨域が進むか、台風の場合はどういうコースを台風が通過するかというようなことを5ページ、6ページにありますように、整理したところ、短時間集中型で、先ほど言いましたが、後半に雨が集中するようなパターンが大きな洪水になると。5ページの一番下の図の並びが、令和元年の東日本台風の時ですが、ハイトグラフ、一番上にあるバーが並んでいますけども、これを見ていただくと、上の3つのものとだいぶ様相が違って、割と平たんに降っているというのが分かります。

そういうことで、少しタイプが違うという認識がございまして、6ページ、アンサンブルで大きくなったものが、下の左側に赤囲いでございますが、これと類似した、これも台風でございまして。10洪水というものを、計画降雨の480ミリぐらいのなるものを選んでみますと、そのうち6つが台風でして、最大となるものも台風であると。それから、計画に参照された昭和13年の降雨波形も台風性のもので、それは新島の付近から京葉臨海工業地帯を通過するようなときに大雨が降って、そして、多摩川の河口から中流部を通過するような雨域や通過するようなときに大きな雨が降る、洪水となるというようなことが理解されました。

2つ目は、計画高水流量の検討についてでございます。これについては、本川の、先ほど課長からお話がありましたように、土砂動態との関係、それから環境との関係について随分議論がございまして、一部、洪水敷の利用が進んでいるところを切り下げることによって流下能力を確保しうることにより、治水にはプラスですが、河川環境の利用についてはマイナスとなるところが出てきます。このように、部分的には環境より治水を優先しますが、多摩川全体としては、環境的な利用空間を担保するとともに、生態の保全、通称マルハチ空間と言われているようなところにつきましては、そこの現状を踏まえてその保全方法を工夫、改善する改修も考えるということが議論されました。

浅川は、土丹が広く分布しておりまして、非常に河川の処理が難しいところでございます

が、8ページにあるように、掘削の仕方を十分検討して、計画の高水が流れるような河道づくりが可能であろうということを結論づけました。

同じく、計画高水流量につきまして、関川につきましては、9ページにございますが、先ほどございましたが、保倉川放水路そのものの合意形成に相当な時間を費やしてきたということ踏まえ、今回の整備の中においても、これまで努力がきちっと実るような方策を考え、放水路の拡幅が一番妥当であろうという結論を出しまして、計画高水流量を設定したということでございます。

次に、超過洪水への対応につきまして、多摩川では都市化が進んだ中での整備方法、関川では都市化の影響とともに、水田をどのように使うかということが議論の焦点となりました。その議論の中で出てきたのが、先ほど資料1の中で説明がございましたが、多段階のリスクを考えていくということです。そのためには、計画上最大の数値だけではなくて、それに加えて、リスクカーブという整備の基準、整備のレベルに対する被害の程度が連続的に見える、そういう表現を使うということを議論いたしました。その議論に基づいて、毎回更新しておりますリビングドキュメントにこれらの記述を追加したということでございます。

それから、内水の問題、特に多摩川では、台風では令和元年の東日本台風のときに大きな内水の問題が出ましたので、河川管理者として、自治体と一緒にどんなことができるのかということ議論して、その考え方を記述してございます。

関川につきましては、田んぼダムにつきまして、この定量的な効果がまだ盛り込めないという段階ではあるけども、それを今後どのように進めたらよいかという議論がございました。そういうことで、先ほど課長から話がありましたように、本川での考え方、それから保倉川での考え方のそれぞれにおいて、田んぼ、水田での貯留、あるいは、遊水地的なものの設置というものを見込んで、貯留の配分というものを考えたわけです。特に、関川の本川のほうの河道の拡幅がもう限界に来ているというところから、どういう形で処理を進めたらいいかというところに、こういう考え方を適用いたしました。それが超過洪水なんです、先ほども触れましたが、11ページの右の図、リスクカーブを使った表現というものを導入したということです。

それから、4点目は河川環境と利用についてでございます、多摩川は、河川、生態、学術研究の発祥の地でもあって、それが非常に先駆的に取り組まれているところがございますので、それがきちっと分かるような、本文案の書き方というのを議論いたしました。関川は、先ほどもございましたが、雪の影響、降るほうと融けるほう、両方記述しております。

それから、5番目は総合土砂管理ですが、これは、資料1の21ページを見ていただけますでしょうか。これは初めて今回、議論したところでもございますので、気候の変化が、河道、海岸、山地、ダム、河口の各場面でどのような影響を及ぼすかということについて、それぞれ記述し、それをモニタリングして、その変化を見るにはどうしたらよいかを記述し、さらに、それに対して変化が顕著な場合の対策についても記述をしました。これは初めての取組ですので、こういうことを、河川の事例を増やししながら、一般的な気候の変化と土砂動態、それに対する総合土砂管理という方策に結びつけていきたいということでございます。そういうことをやったということで、多摩川については、先ほども申しましたが、土丹の記述、これをどう対応していったらいいかという記述を膨らましております。

最後は、河川整備方針全般についてなんですけど、これは河川法の中で、どういうことを記述するかということが規定されているわけです。それに沿って項目立てをしてきておるわけですけども、これだけ治水と環境、それから利用が密接に関係してくる河川の対応を考えておきますと、それぞれについて書くだけでは駄目ではないかと。その相互関係をきちっと正面から記述するようなことを、今後は考えないといけないのではないかとということが議論されました。これにつきましては、今後の基本方針の書き方そのものについて議論を深めながら、分科会の皆様とも審議をしていきたいと思っております。

最後に、14ページを御覧いただけますでしょうか。多摩川水系、関川水系への審議全般を通じて、私ども、3点について特に考えるところをまとめたものでございます。

1つは、もう先ほど申しましたが、多段的ということを考え、それをどういうふうに計画に反映するかということについて、議論をしました。ただ、これはまだまだ、これから審議をしながら、具体策としてどうしていくか、整備計画にどういうふうにそれを反映するのかということが考えていかななくてはいけないということを記述しております。

2番目は、2水系の基本方針の変更に当たりましていろいろなことを議論し、学んで、それを先ほどのリビングドキュメントに書き足したわけでございます。これは7本目の基本方針の変更になるわけですが、やはりどんどん増えてきています。これらをまとめて、レビューして、全体を把握するということが今後も続けるのですが、問題に遭遇して対処することに加えて、先見的に物事を考えて、こんな課題があるのではないかとというようなことを考えながら、一步先を見ながら、こういう基本方針の内容を考えるということも大事ではないかということになりました。そのときに、流域治水は3つの柱でできているわけですが、溜めるといふところと、それから、被害対象を減らすということと、被害が起きてもそ

れを軽減したり早く復旧するという3つからなるわけですが、これをうまくコーディネートしたものの考え方というのを、もっと基本方針の中できちっと表していくことも必要ではないかという議論をいたしました。

3番目は、特に多摩川での環境との関係、それから、保倉川での保倉川放水路というものの合意形成のプロセスに鑑みまして、あらゆる関係者が共同で実現していくというものの重要性というものを、改めて小委員会では認識を深めました。それを、さらに付言するならば、こういう流域治水というものが国民運動化していく、そういう道筋も、私たちは考えていくべきではないかということを最後に議論したわけでございます。

このようなことを多摩川水系、関川水系の審議を通して、私どもは学んだといえますか、まとめたところでございます。

以上が報告でございます。

それでは、ここで委員の方々から御意見、御質問などの御発言をいただきたいわけですが、本日もたくさんの委員に御出席いただいております。30分程度の審議を考えておりますので、簡潔にお願いします。

その前に、本日は関係する都県の方も御出席いただいております。まずは、東京都建設局河川部、計画課長塚田様より御発言をお願いいたします。

【東京都知事（代理）】 東京都建設局河川部計画課長の塚田と申します。

これまで3回にわたる小委員会及び本日の河川分科会の場におきまして、方針改定の御審議いただくことに対しまして、各委員の皆様には感謝を申し上げます。

小委員会のおきまして、議論を重ねられてきました多摩川水系河川整備基本方針の変更案では、気候変動の影響や流域治水の観点など、新たに盛り込まれておりました。都では、令和元年東日本台風の際に、多摩地域を中心に総雨量600ミリを超える大雨を記録いたしまして、二子玉川地域における多摩川からの溢水氾濫をはじめ、多摩川水系の都管理河川においても水害が発生するなど、各地で甚大な被害が起こっております。東日本台風や気候変動の影響を加味しまして、新たに設定されました多摩川の基本高水流量、こちらに基づく河川整備を進めていくことにつきましては、大変重要なことであると考えております。

また、多摩川の万年橋から山梨県境までの上流の区間につきましては、都が管理しております。河口に至るまでも、数多くの都管理河川が合流しております。都といたしましては、首都を水害から守るため、これら流域治水の整備を、国や流域自治体とより一層連携して進めていきまして、引き続き、多摩川水系全体の治水安全度の向上に努めてまいりたいと

考えております。

本日は御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

次に、神奈川県県土整備局河川下水道部長の池田様より御発言をお願いいたします。

【神奈川県知事（代理）】 神奈川県県土整備局河川下水道部長の池田でございます。

本日は、多摩川水系の河川整備基本方針の変更について、御審議いただきまして誠にありがとうございます。

今回の変更では、気候変動の影響や流域治水の推進といった新たな2つの視点を踏まえたものであり、特に降雨量の増大を考慮した計画流量の見直しは大変重要であると考えております。

本県におきましては、令和元年東日本台風の際に、多摩川の水位が上昇し、県が管理する地点で浸水被害が発生したことから、堤防のかさ上げなどを進めることとしております。

今後も、県民の安全安心のため、国や地元の自治体などと連携しながら、対策を進めてまいりますので、引き続き御指導のほう、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。本日はどうぞよろしくお願ひします。

【小池分科会長】 ありがとうございました。

次に、山梨県県土整備部技監、若尾様より御発言をお願いいたします。

【山梨県知事（代理）】 山梨県県土整備部技監の若尾でございます。よろしくお願ひいたします。

多摩川本川の上流域及び支川の合計10河川を管理している本県におきましても、この基本方針の考え方を踏まえまして、河川の整備等に努めてまいりたいと考えております。なお、今回の基本方針の変更につきまして、特段意見等はありません。

以上であります。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に関川水系に移りたいと思います。初めに、新潟県土木部技監、高橋様、御発言をお願いいたします。

【新潟県知事（代理）】 新潟県土木部技監の高橋でございます。これまで3回にわたる小委員会での審議、また、本日の分科会での審議につきまして、本当に感謝申し上げたいと思っております。

新潟県では、昨年8月、県北部を中心に計画規模を大きく上回る降雨があったところでご

ございます。これまでの河川やダムの整備によって、一定程度の氾濫が抑えられたという部分もありましたが、一方では、河川だけでは浸水被害の軽減が図れないというような状況も発生しました。改めまして、事前防災対策や流域治水の重要性を認識したところでございます。

本日の関川水系については、今後の気候変動の影響による水災害のさらなる激甚化、頻発化に対しましても、十分に備えていくという観点から、非常に重要であると考えてございます。

また、関川水系につきましても、産業基盤としても重要な地域、特に保倉川流域につきましても大規模な工業団地を抱えているという部分もありますので、今後も地域住民の命と暮らしを守り、経済活動を発展させるためにも、今後の河川整備計画の変更についても、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

次に、長野県建設部次長、小松様、御発言をお願いいたします。

【長野県知事（代理）】 長野県建設部次長の小松でございます。

まずは、関川水系の河川整備基本方針の変更につきまして、小委員会での審議に引き続きまして、本日、河川分科会においても御審議をいただいておりますことを、心より感謝を申し上げます。

日頃、河川整備を推進していただきながら、今回のように気候変動を踏まえた基本高水を設定していただくということは、水系全体として、治水安定度のさらなる向上につながるということで、長野県にとりましても重要なことだと認識をしているところでございます。具体的な河川整備のメニューにつきましては、今後、河川整備計画に位置づけられていくものと承知しておりますけれども、計画の見直しに当たりましては、流域住民の声をお酌み取りいただきながら、引き続き、流域自治体との密な情報共有をお願いしたいと思います。

長野県といたしましても、県管理区間の適切な河川整備、維持管理に努めてまいりますし、住民や企業など、多くの関係者に御協力をいただく中で、流域治水の考え方に基づく様々な対策につきましても、市町村の皆さんと一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

長野県からは以上でございます。本日御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問など御発言をお願いしたいと思います。冒頭に

事務局から説明がありましたように、発言を希望される方は挙手機能でお知らせいただければと思います。今、沖委員から手が挙がっておりますが、ほかはよろしいでしょうか。それでは、まず、沖委員、お願いいたします。

【沖委員】 ありがとうございます。大変密な議論をされたということがよく分かりましたし、特に小委員会での審議の概要というのが、さらに大変勉強になりました。ありがとうございます。

そちらでもありました、資料5で言いますと、11ページ目、資料1で言いますと、10ページ目の、いわゆる段階的に示すという図なんですけれども、この下に、「河川整備の途上の場合でも被害軽減対策の効果は発現」とあるのは、認識としては、矢印との関係は分からないんですが、現況というところから1や2の丸の線に移動する途中でも、対策を施した甲斐はあるよということだと認識するんですけれども、そういう意味では、いろいろ考えていまして、御説明を聞いたときに、1と2なんですけれども、まずは河川の整備で、次が被害軽減対策となっておりますが、今回の特に多摩川の計画を立てるときに河道掘削をすると、それは確かにやればすぐできると思うんですが、果たして1回やって、それが何年間持続するのかというのがよく分からないところがあるのに対し、同じ河川整備でも、拡幅というのは、恐らく多摩川のようなところ、あるいは、関川の下流部では、貯留施設の整備と同じぐらい時間がかかるのではないかと。そうしたときに、1、2と簡単に順番づけをするというのが、この図で適切かどうかというのが若干、よく分からないところがございます。もう少し申し上げると、資料5の7ページ目ですか、多摩川で1万100m³/sを7,400に調節する貯留対策には時間もかかるということが書いてあるんですが、時間がかかればかかるほど、まずは、時間がかかることからさっさと手をつけなきゃいけないんじゃないかという気がいたします。具体的な方策については、方針では、特段何も記さずに、計画を立てるときにぜひ考えてほしいということになるのかどうか、その辺、私がかかっていないだけかもしれませんが、後ほどもし時間がありましたらお答えいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。沖委員から御発言があった2点、多段的をどう表すかということと、整備計画との関係になるわけですが、それを基本方針の中ではどのように考えるのかという御質問だったと理解しました。まずは、皆さんの意見、御質問内容をお聞きし、後ほど事務局のほうからお答えいただくことにしたいと思います。沖委員、少しお待ちください。

次に、中北委員、小林委員、田中委員、秋田委員、清水委員という順番でよろしいですか。そういう順番でお願いしたいと思います。それでは、中北委員からお願いいたします。

【中北委員】 ありがとうございます。今まで小委員会ですべていただいた上での全体的な発言ということでさせていただきます。

まず、最初、一番最初の総まとめの11ページにあります、今、沖委員も御質問されたようなところ、流域治水がどういう役割を果たすかというのが非常に、だんだん具体的に、11ページの図がなっているというのが、これもずっと今までやってきた中の1つの効果だと思っていて、その中で、河川整備の未整備のところに対する役割についても今さらの話も含めて出てきているというところで、何が言いたいかという、いろいろ括弧、漫画の、これ何て言うんですか、次で出てきているというのは、非常に前向きに捉えたいなと思っています。ただ、各河川の未整備の部分、大体何%ぐらいかというのを少し提示してもらってもいいのかなというのが1つでございます。

それから、このことと、もう一つ、流域治水、それから基本方針の雨の設定、それぞれにおいて、7つの中でいろいろな新しい考え方、気候変動予測のアンサンブルをどううまく使うかについても新たな視点が出てきたと思いますし、それから、流域治水を入れることに上下流のリスクの格差を減らすという考え方ができるんじゃないかという新たな視点も今までの中に出てきたとか、そういうことも含めて、一番最後に挙げていただきました、今まで出てきたところを一度総整理して、2つ目の丸ですけども、これをしていただくというのが非常に大事なことだと認識しています。

同時に、認識したことを、既にもう7つ終わるんですけども、終わったところに、新たに見つけた認識のところをどうフィードバックするのか。それは河川整備のほう、計画するときにフィードバックするのか、どうフィードバックするのかというのも考えていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

【小池分科会長】 4点、未整備が何%、計画降雨のまとめ方の総合化、上下流問題に多段階的な考え方がどう反映できるか。また、新たな認識を整備計画にどう適用していくかというような御質問、その4点かと承りましたが、よろしいでしょうか。

【中北委員】 ありがとうございます。必ずしも、上下流のやつは多段階にこだわっているわけじゃなくて、流域治水という上流も貯留するという感覚が入ることによって、いろいろ格差が減りますよね。そこら辺のところも、新しい概念化として全国の河川で定着したら

いいなと思っています。そのフィードバックということです。すいません、ありがとうございました。

【小池分科会長】 分かりました。どうもありがとうございます。

では、その次に、小林委員お願いいたします。

【小林委員】 自分自身、まだ論点が何かは完全には把握できていない段階で発言するので申し訳ないのですが、今まで基本方針の変更に関する議論に参加したときには気づかなかったのですが、今回は基本方針の変更の論点が、ある意味、見えてきたように思います。今回の議論で、新旧対照表というのが出てきました。ということは、古い基本方針、それを原則として踏襲しながらも、昨今の流域治水の状況などを考えると、古い基本方針で齟齬がでてきたところ、あるいは新しく追加しないといけないところ、を修正するという意味を持っている。一番大きい修正は基本高水の変更ですが、それが、基本方針の変更という意味かと思えます。

そう解釈させていただいたうえで、今回多段的ということが俎上にのってきた。多段的の意味がよく分かっていませんが、多段階の必要性の議論が出てきたというのは、1つには、基本方針の変更による新旧のすり合わせに関する議論を整備計画のほうに、ある意味で押しつけているところがある。以前から議論になっていた従前の整備計画と、今度新しくパターンが変わる、アンサンブルが出てくる、その部分のすり合わせの問題というか、今までのところをどれだけ取り入れて、新しいものと置き換えていくのか、その辺の議論が、基本方針から整備計画に移るところで必要になってきますが、その議論はケース・バイ・ケースでやっていかざるを得ない。こういう原理でやればよいという方法論をつくりにくい。それぞれの案件ごとに、現実的な問題と対応しながら、リスクをどう多段階的に設定し、それぞれの段階でどこまで事業を進めるのかという議論をこれから進めていこうとされている。

その間のリンケージをどうしたらいいかというのが、先ほどの議論だった。リンケージの議論は、これからの課題として位置づけられていると理解しましたが、そう考えていいのでしょうか。

【小池分科会長】 今、小林委員から非常に重要な指摘をいただいたので、簡単に私のほうから、小林委員からお話あったことに関してだけ、お答えしても良いでしょうか。

【小林委員】 お願いします。

【小池分科会長】 おっしゃるとおり、こういう原理でやればよいというものがまだないんだと思います。私どもは一つ一つの河川整備の基本方針を変更するプロセスを通じて、新

たに考えなくてはいけないことを整理していつている段階であると思います。この取りまとめた資料を、「リビングドキュメント」と呼んでいる所以です。

それを7河川で進めてまいり、最後の取りまとめの2点目に書いてありますが、それをきちっと咀嚼して一般化していくことも大事ですけども、一方で、あらかじめ手を打って考えておくべきことを演繹的に取りまとめることも必要だと認識しております。そのような議論が始まった段階ですということです。ですから、小林委員が御指摘に、こういうふうにしてやれば、109本どこでも計画が立てられますという、流域治水という政策に沿った計画が立てられますというのは、まだない状態だと私自身は理解しております。

【小林委員】 それは私も難しいと思います。分かりました。どうもありがとうございます。

【小池分科会長】 それでは、続きまして、田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 田中です。会長からの御説明、補足により理解が進んだところですが、流域治水を受けた流域防災が市民の中でも広がるときであり、その兆しは少し感じるころです。今回の議題は流域治水を目指す整備計画とはどういうものかということをも具体的にイメージできる検討案件でもあるかなと思いますので、住民の視点、整備の視点、自治体の視点、民間など関係者の視点、それぞれを丁寧に見ていく必要があるかと思ひます。

事務局と小池会長から、納得感のある御説明を、リスクカーブを明確に分かりやすく示していただいて、技術的な知識が少なくても理解できたところでは、多様なリスク想定が見えるようになったところで、協業や協力が一層大切で、どう役割分担をして、それぞれがその一翼を担うかという発想につなげる策が基本計画の理念として大切と想像しています。これが先ほどご指摘のリンケージにもなるかと想像します。

例えば、河川と道路の連携も、ゲリラ豪雨や台風の河川氾濫時には必須で、堤防の道路、河川に沿って走る道路において、通行止めの手順や物資輸送の基地対応なども自治体と連携して、立体的な避難計画が準備されていく中、河川の整備段階からの情報共有とがさらに重要になってくるとして、対応が必要と感ひします。

もう1点は、12ページの資料だったと思ひますけど、河川の環境と利用のところでは、これは皆さんも絶対に大事と分かっていることなんですけれども、環境と生物保全保護が最終的な目標だということにとどまらず、保護活動や施策によって新しい価値が社会に生み出されるということを強調できればと思ひます。

例えば、水辺のにぎわいや、川まちづくり、SDGsのフィールドとして、河川は環境教

育、インバウンドも含む観光資源の開発において、とても重要な役割を果たしていますので、それも含んだことを計画の段階から多くの人に理解していただくということをいま一度強調できればと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に秋田委員、その次、清水委員と進めていきたいと思ひます。よろしいでしょうか。では、秋田委員、お願ひいたします。

【秋田委員】 ありがとうございます。私のほうからは2点、意見を述べさせていただきますと思ひます。

1つ目は資料5の11ページのリスクカーブについてです。水害による被害対策や軽減は、私自身が関わっているまちづくりなどの側面からも取り組めるものであり、私たちができる部分は、例えば土地利用コントロールなどで暴露を減らすということがあります。それと、ここで示されているハードによる被害軽減対策は少し違う観点に基づくもののように見えます。グラフでは、暴露の低減といった効果の側面が少し読み取りづらいように感じました。左側に示されている図と、右側のリスクカーブがもう少し整合が取れるように記載されると良いのではないかとと思ひます。

それから、もう1点は、これは小委員会のときにも気になっていましたが、今回、新しく提示された総合土砂管理に関する資料1の21ページの図です。資料1の21ページの図は、今回議論している多摩川や関川とは少し状況が違うように見えます。具体的には、河川の近くに集落が張りついていないという点です。今回見せていただきました関川の資料、例えば、20ページの右上に関川の周辺の写真があるのですが、それを見ても、この絵と相当違っているように感じます。河川の周りに住宅も張りついていますし、それから、海側に工業地帯もあります。今、ご発言があったように、工業地帯をどうするかということも重要だという前提に立つと、これらの現在議論している厳しい状況と、資料2の20ページに示されている守るべき対象となるものの絵が違っているように感じます。右上に示されている写真は、まさに河川の周辺にある市街地の典型的な状況を示していると思ひますが、先ほど提示された総合土砂管理の図と相当違っています。例えば、海側にも産業的なものがあるだとか、あるいは、河川の両側に住宅がかなり迫っているだとか、そういうことがもう少し分かるように書いていただいたほうが、今後、総合土砂管理を検討するときに守るべき対象がどういうところにどういう状況であるのかということを理解しやすくなるのではないで

しょうか。

以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。リスクカーブと棒グラフのうまい表現の仕方はどうするか、要するに、土地利用がいろいろ進んだり、産業立地が進んでいるところでの総合土砂管理の表現ということですね。どうもありがとうございます。

それでは、清水委員、お願いいたします。その後、戸田委員、お願いいたします。

【清水委員】 清水です。よろしいでしょうか。流域治水の話題が出てきた中で、計画を超えるような超過洪水と流域治水の関係はもちろんととても大切ですが、計画までいかない計画途上の段階での状況を考えてときの流域治水というのは、より現実的でシリアスなんだということを強調しないといけないと思います。

一例を挙げると、もともとハザードマップというのは、計画規模に対してハザードマップというのがあって、その後、想定最大規模のハザードマップになりました。計画規模のハザードマップというのは、計画が達成すればハザードゼロ、逃げなくていいわけです。だけど、計画規模のハザードマップが示されたのは、今、現状で計画に追いついていないから、洪水が溢れるから、そこから人が逃げなきゃいけないと。唯一逃げる手段だけを提示したのがハザードマップですね。

だけど、計画規模のハザードマップは、計画に達していない今の段階では、流域はどれだけの氾濫ボリュームを負担しなければならないということを積極的に伝える、被るといふ、そういうスタンスがとても大切ではないかと思いました。要するに、氾濫ボリュームはこれだけあるんだから、流域の方で考えなければならない。河川の計画、整備が進捗すればその氾濫ボリュームはどんどん減っていくわけですけれども、その計画途上の段階で氾濫ボリュームをどう処理するのかを流域でどう考えるのかという、切実な問題であることを打ち出していくことが、流域治水では大切と思いました。

ハザードマップでは避難に主眼がありますが、氾濫ボリュームに流域でどう立ち向かうかという言い方、河道で持つ分、貯留で持つ分、だけど、計画進捗段階では、そこに氾濫ボリュームという流域で持つ分が出てくるという理解が大切なのかと思いました。

もう1つありますが、水系の基本方針ですから、直轄以外の中小河川も必ず入るわけです。関川では、関川水系の中小河川で田んぼダムがしっかりやられていること。これは、地域の住民の人たちが理解があってやられているというところなんです。しかし、今の段階でその効果が、直轄の基準点にどれだけ効くかといったら、定量的には相当難しいと思います。しかし、

中小河川には相当効いているのではないかと思います。水系の基本方針ですから、中小河川の流域治水として、中小河川の非常に流下能力の低い段階に対して、たんぼダムというのは内水にも効くという意味合いからすると、田んぼダムの有効性というのは、今後詰めて、実現しないといけないかと、思いました。

その辺、感覚的なものですが、今日、流域治水の話題が出ありましたので発言しました。なので、基本方針の内容に対しては、全然議論した方向でよろしいと思います。以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、戸田委員、お願いします。

【戸田委員】 小委員会に参加させていただき、その中で議論した総合土砂のことについて、1枚にまとめていただいて、非常に大事な観点と思いながら資料を見ました。

総合土砂のペーパーでは、気候変動に対して、今後、土砂問題をしっかり考えていかななくてはいけないという形でまとめていただいたんですけど、多摩川や浅川での基本方針を議論する中で、現在の河道に対して、かなり限界まで河道の流下能力を頑張って確保しなくてはいけないという状況に置かれているのかと思います。基本方針と整備計画の関係をどう考えるのかというのはあるのですが、基本方針、整備計画、さらにその下に現状の河川の維持管理をどうしていくかという課題が確実にあって、計画として流下能力を増やしていった後にも、しっかりそれを維持できるかということを考えるときに、確実に土砂の問題が絡んでくるわけなので、総合土砂は、気候変動の観点以外にも維持管理、あるいは、治水と環境をどうやって両立させるか、そういった側面で関連してくるので、その辺を総合土砂のところに追記いただくといいのかなと思いました。

以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

非常に多様な御意見をいただいておりますが、基本方針の今回の変更について、その内容に関わるものというよりは、これらの議論を進めるに当たって、いろいろなものの考え方を整理してきた、その整理の仕方、あるいは整理したものの表現の仕方、そういうところに多くの御意見をいただいたように思います。それから、私どもの今のポジションがどこにあるのかということについても御示唆をいただいたように思います。

まず、事務局のほうから、いかがでしょうか。

【河川計画課長】 いろいろな多面的な御質問、御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

多くの先生からいただいた話を、まず、整理させていただきたいと思います。基本方針と整備計画の関係、あるいは、流域治水対策を、それらの中でどういうふうにリスクカーブを使いながらやっていくのかという、この辺りの質問が非常に多かったと思います。

特に10ページのところのリスクカーブを今回、つくらせていただいたんですけども、これは最終形だけで見ますと、河川の整備で被害を下げる。さらに土地利用、あるいは貯留効果、そのようなことも含めて、いろいろなことでさらに被害を下げていきますよということなんですが、下にも書かせていただいていますとおり、これは整備の途上でも被害の軽減効果というものは発揮されるということでございまして、これ、1、2が決して順番であるわけではありませんで、それぞれの地域で、河川の整備の途上でも効果を発揮するように、いろいろな組合せを、実際は河川整備計画、あるいは自治体の整備の中でやっていくものだと考えてございます。基本方針の最終形の形では右の姿でございしますが、それまでの形では、いろいろなパスを歩みながら、いずれにしても被害軽減に努めてまいりたいということでございます。

基本方針と整備計画ですけれども、現在、流域治水という新しい取組を、地域の住まい方の工夫なんかも含めて、施策として実施してございまして、これは本当に地域の方々のいろいろな工夫、地域の状況によってもいろいろ変わってくるころだと思います。

我々、基本方針の考え方を総合的にお示しする中で、しっかり整備計画の策定の中で、具体的にそれらを実行していくということでもありますし、その中で、逆に整備計画で得られた知見が、また、方針のほうに返ってくるというようなこともあるのかなと考えてございますので、その辺りもしっかり、全体的な河川整備の議論もさせていただきながら、進めてまいりたいと思います。

それから、沖委員等からも掘削の話がございましたし、戸田委員、それから、秋田委員からも土砂の管理の話の御指摘をいただいております。これは本当に、安全度の向上と維持管理の話、あるいは土砂の管理の話、これはもう一心同体でございまして、端的にすぐ治水安全度の向上にはつながるものの、どの程度まで持続可能なかというところは、我々として、検討させていただいた中で、その妥当性がある、管理の妥当性があるという判断ではございますけれども、この辺りにつきましても、実際、検討をいろいろな形で具体的に進めていくとともに、現場での取組も進めていきながら、しっかり対応を進めていきたい、しっかり検討を進めていきたいと思っております。

また、その辺の知見も、最終的には今後、本当に限界の河道のところまで、これまで考え

た以上の河道の配分流量みたいなどころまで来ていますので、それらについても課題があるかどうか、その辺も今後考えていかなければいけないと思っております。

それから、田中委員等からは、観光にいろいろな環境との配慮のところ、観光にも、あるいは自然環境の価値が活かされるんじゃないかという御指摘もございました。まさに河道が、これからいろいろな形で変わっていきますが、それに伴って生み出される、またいい環境を併せてつくって、それもSDGs、あるいは自然環境の価値、利用の価値、このようなことにしっかり努めて、つなげてまいりたいと考えてございます。

主立ったところは以上かなと思いますが、その他、清水委員からも氾濫ボリュームと、それから浸水想定区域の話をしていただきましたが、まさに、これは我々、浸水想定区域というのをつくっているのは、まさに河川では飲み込めないものがあふれるということを地域にお示ししているのだなど。先生のお言葉を聞いて改めて思いました。

それから、流域治水ですので、これはもう本川だけ、直轄が管理している区間だけの計画ではございません。各所に田んぼダムですとか、地域の対策をいろいろ書き込ませていただいてございまして、上流、中流、それから支川、内水、あらゆる災害、これは土砂も含めてですけども、に対する安全性の向上を地域と図っていくための基本的な計画でございまして、本川に必ずしも効かなくても、地域と被害軽減のための取組を強化していきたい、そのような思いが基本方針の中に込められているということでございます。

私からは以上でございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

まず、今、事務局からお答えいただいたことに対しまして、先ほど御質問、御意見等いただいた委員のほうから何かございますか。沖委員、どうぞ。

【沖委員】 ありがとうございます。今のお答えに清水先生のコメント、質問も加味して、さらに一言申し上げさせていただきますと、多くの方が言及されたリスクカーブにつきまして、あるいは河川管理者から見た場合の洪水の規模と被害なんですけれども、実は地先によって全然違うという点にも留意する必要があると思います。しかも、整備状況次第で、それが大きく変わるんだというのが、多分、住民目線、あるいは河川で洪水を非常に気にしていらっしゃる方からすると、そういうものが欲しいんだろうなと思いましたが、全体の計画を立てる方針のような場合には、あれで非常に分かりやすいんですが、多分、清水先生がおっしゃったような整備レベルごとの多段階的なのというのに合わせたリスクカーブが、ホットスポットだけでもいいと思いますけれども、あるといいのかなと思いましたが、コメ

ントいたしました。ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

【中北委員】 すいません、中北ですけど、最後、1つだけいいですか。

【小池分科会長】 どうぞ。

【中北委員】 今回の関連なんですけれども、今おっしゃったいろいろな面があるからこそ、今までより上中下流、それも地先先もちろん関係するんですけども、両方の安全度を、ある程度、上げるというか、できるというチャンスのところ到我々はあるという認識は、やはり共通のものとして、新たに持てたらいいなと思います。

以上です。すいません。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。2点、今後の進め方のところで、少し申し上げたいことがあるんですけども、1点目は、小林委員からもありましたが、今の方針の変更という、作業を今後、これで7つですから、残り102あるわけですが、これを進めていく姿勢として、プロアクティブに我々が動けるように、予見的にいろいろなものを考えて、基本方針の在り方をつくる作業というのが不可欠ではないかと思えます。これまで走りながら考えてきたことを、今回、まとめの中でも書かれておりますように、事前に取り組む作業を今後やっていく必要があるということが1点目です。

それから、2点目は、リスクの変化と対策、それが時間軸上にあるわけです。その、今は、かつてはリスクの変化と外力との関係が1次元で書かれていたわけですが、今は2次元になったんです。ところが、それを時間軸と方策まで入れて、もう4次元になってしまいますが、そういうものをどういうふうに我々がいろいろな多様なステークホルダーの方々と共有できるようなものがつくれるかというのが1つの大きな課題であるというように認識いたしました。

皆様から御指摘があったことは、そういうものをつくっていかないと、あらゆる主体が協力して流域治水に取り組むということが、なかなか、要するに、見える化して前に進めないということがあるのではないかという御懸念をいただいたように思います。

これは、基本指針の小委員会のみならず、河川分科会の非常に大きな課題であると思えますので、議論の枠組みを整理しながら、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

あと、補足的に言わせていただくと、田中委員からありました、新たな価値の創出という部分は、かなり意識的に書き込んでいるようには思います。というのは、流域治水の基本理念は、レジリエントでサステナブルでバイオールということですので、サステナブルの中に

今の新たな価値の創出、要するに環境だとか、観光だとか、生業とか、そういうものを書き書いていくということを進めているように思います。

まだまだ足りないだと思いますが、今のようなことはぜひ進めていかなきゃいけないということと、清水委員からありましたボリュームの議論なんですけど、これは、先ほど清水委員からもありましたが、想定最大を入れたときに、私は1つの整理をしたんじゃないかと思っておりました。整備の途上段階でのボリュームと、整備が終わった後のボリュームというのは、想定最大が来ると同じなんですよね。なので、そういうものでハザードマップというものをつくって考えてきたんじゃないかなと自分では感じておりました。

ただ、清水委員から、そういうものをある意味、時間軸上でも考えなければいけないのではないかという御指摘がありまして、先ほどのリスクカーブの時間軸上の表現ということとかなりリンクしてきそうな気がしますので、そこも今後の議論の中に入れていくべきかと思いました。

以上が私からのレスポンスでございますが、皆さんのほうからほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。多摩川水系、それから関川水系の基本方針の中身、そのもの…、ちょっとお待ちください。すいません、清水委員、手を挙げていただいておりました。失礼しました。

【清水委員】 簡単なことで、リスクカーブのやつは、河川サイドから考えているなどというのは、もうあれで、もちろんそうなんですけど、秋田委員も言われたし、沖先生もそういうことをやられているんじゃないかと思うんですけど、これ、まちづくりのほうからだって書けるわけですよ。別に河川整備じゃなくて。まちづくりがどうあれば、リスクカーブを変えていくことができるかというのが言えるわけですよ。

そのときに、今、書いている河川整備の進んだときにリスクが減っていくということは、ともすれば、災害発生確率が低くなって安全なところが増えてくれば、そこにもともと考えていた暴露以上のものがまた増えてくるというようなまちづくりが結構、世の中の的には今まであったわけじゃないですか。だから、これは前提は、暴露量が変わらないときに、河川整備がこう進めば、こういうリスクが減ってくるということであれば、その反面としてまちづくりはどうあるべきかというリスクカーブも、お互い見せながらやっていくのが流域治水かなと思いました。

以上です。

【小池分科会長】 まさにそのとおりだと思います。先ほど、そういうものをつくらない

といけないなという意味でお話しさせていただきましたが、多様なステークホルダーが当事者意識で見れるものをつくっていくというのが大事なと思います。計画課長。

【河川計画課長】 1点だけ補足させていただければと思いますが、先ほど、整備に伴う浸水エリアの変化について指摘がありました。以前は、浸水想定区域は想定最大と計画規模だけだったんですけれども、まちづくりで使っていただくために非常に頻度の高いもの、50年に1回とか、そういうところについても、あるいは整備の前後で浸水深がどの程度まで変わるかみたいなことについても情報を出して、それを踏まえてまちづくりのほうで考えていただいて、決して暴露量が上がらないようにというようなこともやらせていただいているつもりでございます。

個別のリスクカーブですが、流域全体に書いてしまうと、漠然としてしまうんですけれども、個別のエリアエリアでつくってみるとか、あるいは個人や個別のお宅で考えてみるとどうかみたいなことも多分できるので、そういうのもしっかり組み合わせて、分かりやすくしていくことが必要かなと思います。そもそもリスクカーブという手法が分かりにくいと言われているので、何かいい手法があればいいなとも考えてございます。

いずれにしても、流域の皆さんにリスクを届けて対応を取ってもらえるようなことをいろいろ考えていただきながら、進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御審議を踏まえて、皆様にお諮りしたいと思います。河川整備基本方針本文の語句の修正等につきましては、今日は特に御指摘はございませんでしたが、今後いろいろ出てきたことにつきましては、私に御一任いただくこととし、多摩川水系及び関川水系に係る河川整備基本方針の変更については、当分科会としては適当と認めることしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。ありがとうございました。それでは、そのようにいたします。

ここで、関係都県の方々には審議事項終了のため、退席されます。どうも本当にありがとうございました。

次の審議事項は、河川法第4条第1項の一级河川の指定等についてでございます。それでは、事務局から報告をお願いいたします。

【水政課長】 水政課長の石川と申します。よろしくお願いたします。

私から、河川法第4条第1項の一级河川の指定等について御説明申し上げます。資料6一

1を御覧ください。それでは、最初に、どのような制度となっているのかというところを御説明いたします。

最初に河川の管理区分について御説明いたします。皆様御案内のとおり、河川の区分、一級、二級、準用河川、普通河川となっております。今回、御審議いただきますのは、特に重要な水系に係る河川、一級河川につきまして、国土交通大臣が指定することになっておりますので、御審議いただくものでございます。

こちらが法律上の位置づけでございまして、一級河川は第4条第1項により国土交通大臣が指定となっております、第3項のところ、国土交通大臣は、あらかじめ社会資本整備審議会の意見をきかなければならないということになっておりますので、このたび意見を伺うものでございます。

また、指定に当たって、考え方を過去の分科会のほうで整理して御了承いただいております。こちら、1から4が当初指定する際にどういった考え方で行うかというものでございまして、1にありますように、被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間、そういった区間を指定するということになっております。

また、※1に書いておりますけれども、既に指定済みの区間において、流路の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行うということも考え方として整理しております、本日御審議いただくものについては、いずれも既に指定したものの変更を行うというものでございます。

本日は、こちらの雲出川水系赤川と、肱川水系古川、西和田川、こちらの3河川について御審議をいただければと思います。

初めに、三重県の津市、松阪市を流れる雲出川水系赤川についてでございます。こちら、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を行って、流域治水を進めるという形になっておりまして、その前段として、必要な河川指定について、このたび変更を行うものでございます。

こちら、左下のほうの図にございますけれども、赤川がもともと黒い線で流れていたところ、オレンジの線に沿って、一旦、支流の中村川というところに合流した上で、そこで雲出川本川に合流を過去しておったんですけれども、流路の変更がございまして、赤川から直接、雲出川に合流するようになったということがございますので、このたび、下流端を変更するという内容でございます。赤川につきましては、こういった一級河川の指定を変更した上で、特定都市河川の指定を今年度中に行うということで予定されております。

続きまして、愛媛県大洲市を流れます、肱川水系古川、西和田川についてでございます。こちら平成30年の豪雨等によって被害が出ているということで、県のほうで特定都市河川の指定を予定しております、それに必要な一級河川の指定の変更を行うものでございます。

こちらが図でございまして、まず、左側、古川という河川でございますけれども、こちらが以前は古川がオレンジの線を通して、矢落川というところに合流しておりましたけれども、圃場整備事業が行われまして、水色の線に河道のほうが変わりまして、都谷川という川へ合流するような形になりましたので、下流端を矢落川から都谷川に変更するという内容でございます。

一方、右側のほうにございます西和田川でございますけれども、現在の指定は、黒の線とオレンジの線のところを合わせた一級河川として指定され、管理されておりますけれども、今回、改めて見直したところ、上流端のオレンジ側のほうですけれども、周囲に人家もなく、また、通常時の水量もほとんどないという状況で一級河川として管理を継続する必要性がないという判断がございましたので、こちらのオレンジの部分については、一級河川の指定を外すという内容を行うものでございます。

こういった形で一級河川の指定を変更した上で、愛媛県のほうでは来年度当初に特定都市河川の指定を予定しているという状況でございます。

簡単ではございますが、私からの説明以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様より御意見、御質問などございましたら御発言をお願いいたします。いずれも既に指定済み区間の流路の変更に関するものでございます。よろしいですね。

御発言、特にないようでございますので、ただいまの御説明いただいたこと、指定のことですけれども、御審議を踏まえて、河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、当分科会として適当と認めることとしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。御了解いただいたと思います。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

審議事項につきましては、各委員からいただきました御意見は、いずれも貴重なもの、本当に貴重な御意見いただきまして、今後の方針に関わる、いろいろな貴重な御意見をいただいております。今後、事務局において十分検討して、施策に反映していただきたいと思いま

す。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は社会資本整備審議会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができることとされていますので、本日の審議事項につきましては、後日、会長の承認を得て、審議会の議決としたいと思います。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。本日の報告事項は1件ございまして、ハイブリッドダムを取組についてでございます。それでは、事務局から報告をお願いいたします。

【河川計画課長】 河川計画課長、森本より、ハイブリッドダムを取組につきまして、現状につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ、別紙1というところなんですけれども、これは名前をハイブリッドダムという名前をつけさせていただいてございますが、ダムを活用いたしまして、治水機能の増強、それから、水力発電の促進を図って、これらで上がった利益等も踏まえながら、地域振興策も進めていこうという、ダムで3つの目的を一気に達成してしまうということで、目的のハイブリッドということもさせていただいてございますし、いろいろな方々との連携、あるいは技術を活用する、あるいはダムをいろいろな容量で使う、そういうことからこういう名前をつけさせていただいているものでございます。

ダムの機能向上を取組につきましては、ハイブリッドダムの手法とございます一番下のところで見させていただきますと、これまでも、洪水のときにあらかじめ水位を下げていただく、降雨がありそうなとき、あらかじめ下げていただくという取組を、これまでもこの数年、進めてまいったところでございますけれども、これから、それだけではなくて、発電力の向上等にも進めていこうというのが、これからのチャレンジでございまして、ハイブリッドダムの手法とございますが、1、2とローマ数字でございますが、いわゆる運用の工夫をして電力の向上につながる、発電力の向上につながる。それから、3とございますが、発電施設を新たに造る、造成する。それから、4でございますが、ダムを新たに造るもの、あるいは再開発するもの。このような、いろいろなダムの管理しているものから、あるいは、新しくつくるものまでハイブリッドダムの考え方を適用させていこうというものでございます。

別紙2でございまして、こういう考え方で、どういうことができますかというようなことにつきまして、サウンディングということで、いろいろな企業からアイデア募集をさせていただきました。参加いただいた方は電力事業者もいらっしゃいますけれども、不動産

事業者さんですとか、いわゆる投資会社さんなんかも含めて、多様な機関からの御意見をいただいたところでございます。

ヒアリングの項目といたしましては、治水、水力両方両立させる方法、あるいは地域振興策、それから実施スキーム等ということでございます。結果ということなんですけれども、その次の1ページというところですが、ダム運用の高度化をするためのいろいろな課題等にも御意見いただきましたが、最大のポイントは、どの程度まで費用負担を設けられるのか、求められるのかみたいなことですか手続面、あるいは地域との調整、このようなことについて、御意見をいただいたと思います。

それから、次のページが地域振興策でございますけれども、今、なかなか電力の送電網の空きがないというようなこともありまして、エネルギー自体を地産地消して中で使う、近くで使う産業を誘致したらどうかみたいなことが提案の1つでございました。あるいは、事業の収益を地元還元したり、あるいは地域でいろいろな観光に資する、集客に資するイベントを実施したりというようなことの御提案もございました。

現在、このような取組につきまして、これから具体的に進めていくということを考えてございまして、1、2のところの運用の高度化につきましては、現在も試行中なんですけれども、今後、具体的に実施するダムを拡大して、検討を具体化させていきたいと思っておりますし、その他、発電施設の設置等につきましても、同様のスキームを考えてまいりたいということでございます。

スケジュールなんですけれども、3月に、これらを実施するダムの名前を具体的に挙げまして、どういう取組ができるかというようなことについてのキックオフさせていただきたいと思っておりますが、実際は令和6年から、このような具体的な事業の本格実施ができるように、来年度につきましては、スキーム等の検討につきましても進めてまいりたいと考えてございます。

一番最後、参考までなんですけれども、今年度、既存ダムにおきまして、先ほどの1ポツ、2ポツというところで、運用の高度化の増電の試行を行っています。なかなか試行しようと思っても、洪水調節ができない、タイミングが合わない等実施できなかったところもございしますが、6ダムで計8回の試行が行われてございます。主には洪水調節を行った後、速やかに水位を下げるのではなくて、後ろに降雨がない、すぐ降雨がないということであれば、発電放流管を使って発電をしていただいて水位を下げていったと。時間をかけて水位を下げたということでございまして、6ダムの8回の試行で、約200万キロワット、500世帯

分の年間の消費量に相当する電力が発電できたということでございまして、このような取組を今後、本格化させていくというようなことの試行を今年度から実施してございます。

来年度以降、このような取組もまた進めてまいりたいと思っておりますし、適宜進捗状況についても、この場で御報告もさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのハイブリッドダム取組についての御説明につきまして、皆様から御意見、御質問などございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。帯野委員でしょうか。帯野委員、お願いいたします。その次に清水委員、お願いします。

【帯野委員】 すいません、すごくつまらない質問ではあるんですが、事業収益の地域還元のところ、地域新電力会社の設立とございますが、これは国交省単独の事業になるんでしょうか。それとも経産省との絡みの事業になるんでしょうか。そのところ、ちょっと教えていただけたらと思います。

【河川計画課長】 これは民間の事業者さんからこういう提案をいただいたということでございますので、民間事業者のほうで新会社を設立して、専門の会社を設立してはどうかという提案でございますので、最終的には、許認可等につきましては、経産省のほうになるかと思っております。

【帯野委員】 ありがとうございます。今後の最終的な話になると思うのですが、過去の地域の電力会社、水資源を活用した電力会社ではありませんが、なかなかうまく運用がなされていないということをお聞きしますので、その辺りで、構造的に何か問題が起らないかなという、その懸念で申し上げました。とにかく、とても大切なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。清水委員、お願いいたします。

【清水委員】 すいません。とんちんかんなことを聞くかもしれないけど、ぼーっと聞いていたからあれなんですけど、濁りは大丈夫なの？ 濁りが長期化するとかということはないの？ 下流河川の、そんなことはないんですか。

【小池分科会長】 ゆっくり出すということで、ということですね。

【河川環境課長】 今のご質問は、運用上の工夫で発電を増やそうと思うと、濁りが発生しないかという御質問だと思うんですけども、ということによろしいですか。

【清水委員】 いや、下流河川の濁りが長期化しないかということ。

【河川環境課長】 洪水時に、速やかに、洪水直後の濁流が流れている間にたくさん放流するというのが濁りの影響が一番少ないかもしれませんが、発電放流管を使いながら水位を下げることで、どれぐらい放流期間が長くなるかというのは、発電放流管の方がポリューム的にかなり小さいものですから、そういう意味では、影響は軽微かなと考えてございますが、そういった影響も検証しながら進めてまいりたいと思います。

【小池分科会長】 長期間かかりますけど、量そのものも少ないということですね。でも、これはきちっと評価をしながら進めないといけないと思います。どうも貴重な御指摘ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、ただいまのハイブリッドダムの説明、御報告については、以上といたします。

本日の河川分科会の議事は以上でございますが、その他にも含めて何か皆様から御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、局長がお戻りですので、一言御挨拶いただければと思います。

【局長】 すいません。国会の対応等で途中からの参加となってしまいました。水管理国土保全局長の岡村でございます。

委員の先生方にはお忙しい中、河川整備基本方針、そして一級河川の御審議いただきまして大変ありがとうございます。

流域治水について、個別の河川整備基本方針の審議ではございましたけれども、これから流域治水をどう進めていくのかということに関しての様々な御示唆をいただけたかなと感じております。あらゆる関係者と協働してやっていかなければいけないということで、関係者の皆さんとの協働の土俵をどうつくっていくのか、これは非常に重要なことかなと感じております。社会全体で治水というものに関して、あるいは防災ということに関しての意識の向上といいますか、土俵が上がっていくこと、これが非常に重要でありまして、当たり前のように対応していけるような社会になっていくように、進めていかなければいけないなと感じているところでございます。

御紹介があったかどうか分かりませんが、現在、国会で審議されております令和5年度の予算、水局関係の予算としましては、新たに流域治水を進めるための幾つかの制度が確立されることになってございます。そのうちの1つは特定都市河川の指定をした後に、流域水害対策計画を策定するんですけれども、なかなかこの策定が進まない特定都市河川が進まず、流域治水が進まないということになるものですから、計画策定のための補助の制度、こ

れを今度の4月から導入するというので進めたいと思っております。

また、そのほか、様々な地先において、流域治水を進めるための優遇策なんかもこの予算の中で取り組んでおりまして、まさに来年度の予算につきましては、流域治水を本格的に進めるんだという予算体系で進めていこうと思っております。

多くの皆さん方の御理解をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、また、引き続き先生方の御指導いただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。本日は大変ありがとうございます。

【小池分科会長】 局長、どうもありがとうございました。

最後に、本日の議事録の取扱いにつきまして、申し上げます。本日の議事録は、内容について各委員の確認をいただいた後、発言者氏名を記載して、国土交通省ホームページにおいて一般に公開することといたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【総務課長】 小池分科会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。

次回分科会につきましては、後日、事務局より日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、第64回河川分科会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —